

静岡県立大学附属図書館学外者利用細則

平成19年4月1日 細則第21号

(趣旨)

第1条 静岡県立大学学則第1条の精神に基づき、大学教育を広く地域社会に開放し、地域の教育文化の向上に役立てるため、本学の附属図書館（以下「図書館」という。）を、本学の教職員及び学生以外の者（以下「学外者」という。）の利用に供する。

(利用者)

第2条 図書館を利用できる者は、18歳以上の学外者で、調査研究を目的とする者とする。

ただし、他大学の教職員及び学生については、静岡県立大学附属図書館利用規程第13条に基づき、別に定める。

(利用範囲)

第3条 図書館を利用できる範囲は、館内閲覧と複写とし、館外貸出は本学の教育研究に支障のない範囲で図書館長が特に必要と認めた場合、期間及び条件を付して許可することができる。

(利用手続)

第4条 図書館を利用する学外者は、本人であることを確認できる証明書又は資料を提示し、所定の申込書を提出しなければならない。

2 図書館長は、前項により申出のあった者が、第2条に該当する場合には、期限1か年の附属図書館利用証を発行する。

(利用心得)

第5条 図書館を利用する学外者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 入館する時は、必ず附属図書館利用証を提示すること。
- (2) 試験期など、空席がない場合、利用を制限する場合があること。
- (3) 静岡県立大学附属図書館利用規程を遵守すること。
- (4) その他図書館長の指示に従うこと。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。